



2018年4月27日
株式会社日立製作所
執行役社長兼 CEO 東原 敏昭
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・名)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社日立製作所は、本日の取締役会において、単元株式数を変更する定款の一部変更について決議するとともに、2018年6月開催予定の第149回定時株主総会(以下、本定時株主総会)に株式併合について付議することを決議しましたので、お知らせします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会の招集については、2018年5月の取締役会にて決定する予定です。

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する取り組みを進めており、100株への移行期限を2018年10月1日に決定しました。

当社は、この決定を踏まえ、2018年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することとしました。

(2)変更の内容

当社定款に定める単元株式数を1,000株から100株に変更します。

2. 株式併合

(1)併合の目的

単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後の投資単位(単元株式数あたりの価格)を調整するため、当社株式について5株を1株とする株式の併合(以下、本株式併合)を行うこととしました。

(2)併合の内容

- | | |
|------------|----------------------------------------------------------------|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の割合 | 2018年10月1日付で、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、5株を1株の割合で併合します。 |

③併合により減少する株式数

本株式併合前の発行済株式総数 (2018年3月31日現在)	4,833,463,387 株
本株式併合により減少する株式数	3,866,770,710 株
本株式併合後の発行済株式総数	966,692,677 株

(注) 「本株式併合により減少する株式数」および「本株式併合後の発行済株式総数」は、「本株式併合前の発行済株式総数(2018年3月31日現在)」および本株式併合の割合に基づき算出した理論値であり、実際の数値は異なる可能性があります。

④併合後の発行可能株式総数 20億株(併合前:100億株)

なお、本株式併合を行うことにより、発行可能株式総数に係る定款規定は、会社法の定めに従い、本株式併合の効力発生日(2018年10月1日)に上記のとおり変更したものとみなされます。

⑤併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、以下のとおりです。

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
5株未満(1株～4株)	2,112名 (0.6%)	5,028株 (0.1%)
5株以上	333,299名 (99.4%)	4,833,458,359株 (99.9%)
合計	335,411名 (100.0%)	4,833,463,387株 (100.0%)

本株式併合を行った場合、所有株式数5株未満の株主様2,112名(その所有株式の合計は5,028株。2018年3月31日現在。)が、株主としての地位を失うこととなります。

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付します。

(3)併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、2018年10月1日をもってその効力が生じることとします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記1.および2.に伴い、2018年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更後の定款案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>100億株</u> とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>20億株</u> とする。
第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 今後の主要日程(予定)

2018年	5月	取締役会決議(株主総会招集)
	6月	第149回定時株主総会
	10月	1日 単元株式数の変更および株式併合ならびに定款の一部変更の効力発生日 (ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は2018年10月1日を予定していますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位および併合を反映した株価にて行われることとなります。

以上

■添付資料

(ご参考)単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

■お問い合わせ先

株式会社日立製作所 ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR部

〒100-8280 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

[報道関係] 03-5208-9324 (直通)

[IR関係] 03-5208-9323 (直通)

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、5株を1株に併合します。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する取組みを進めており、100株への移行期限を2018年10月1日に決定しています。当社は、この決定を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することにしました。あわせて、単元株式数の変更後の投資単位(売買単位あたりの価格)を調整するため、当社株式について5株を1株とする併合を行うこととしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日(2018年10月1日(予定))の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	400株	4個	なし
例2	1,500株	1個	300株	3個	なし
例3	1,030株	1個	206株	2個	なし
例4	777株	なし	155株	1個	0.4株
例5	4株	なし	なし	なし	0.8株

(注)

- (1) 例1、例2および例3に該当する株主様は端数株式が発生しませんので、端数株式に関するお手続きはありません。
- (2) 例3および例4において発生する単元未満株式(例3では6株、例4では55株)につきましては、従前と同様、ご希望により単元未満株式を時価にて当社にご売却いただくか、1単元に不足する数の株式を当社から買い増していただくことが出来ます。
- (3) 例4および例5において発生する端数株式相当分(例4は0.4株、例5は0.8株)につきましては、全ての端数株式相当分を当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付します。
- (4) 例5においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

Q 4. 併合後の1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

A 4. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは買増しをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、ご利用の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や純資産の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 以下のとおり予定しております。

2018年 6月	第149回定時株主総会
2018年 9月25日	1,000 株単位での最終売買日
2018年 9月26日	100 株単位での売買開始日
2018年10月 1日 *	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
2018年11月 *	株主様へ株式併合割当通知発送
2018年11月 *	端数処分代金の支払開始

*2018年6月に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 8. 株主は何か手続きしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はありません。

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、ご利用の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人	東京証券代行株式会社
本店（事務取扱場所）	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
郵便物送付先	〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 東京証券代行㈱ 事務センター
電話お問合せ先	0120-25-6501（フリーダイヤル） （受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く。））

<将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。

その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 主要市場（特に日本、アジア、米国および欧州）における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 為替相場変動
- ・ 資金調達環境
- ・ 株式相場変動
- ・ 原材料・部品の不足および価格の変動
- ・ 長期契約におけるコストの変動および契約の解除
- ・ 信用供与を行った取引先の財政状態
- ・ 製品需給の変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格の変動並びに原材料・部品の不足に対応する当社および子会社の能力
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・ 価格競争の激化
- ・ 人材の確保
- ・ 社会イノベーション事業強化に係る戦略
- ・ 企業買収、事業の合弁および戦略的提携の実施並びにこれらに関連する費用の発生
- ・ 事業再構築のための施策の実施
- ・ 持分法適用会社への投資に係る損失
- ・ 主要市場・事業拠点（特に日本、アジア、米国および欧州）における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ コスト構造改革施策の実施
- ・ 自社の知的財産の保護および他社の知的財産の利用の確保
- ・ 当社、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 地震・津波等の自然災害、感染症の流行およびテロ・紛争等による政治的・社会的混乱
- ・ 情報システムへの依存および機密情報の管理
- ・ 退職給付に係る負債の算定における見積り

以上